

小諸市告示第 51 号

小諸市総合教育会議設置要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 31 日

小諸市長 柳 田 剛 彦

### 小諸市総合教育会議設置要綱

(設置)

第 1 条 市長と教育委員会が、相互の役割・権限を尊重しつつ、小諸市の教育の将来像や課題を共有し、効果的に教育行政を推進するため、小諸市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第 2 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 3 条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整結果を尊重するものとする。

(意見聴取)

第 4 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第 6 条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第 7 条 会議の事務局を総務部企画課に置く。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定め

る。

#### 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。